

令和4年3月11日

障害児通所支援事業者 様

姫路市障害福祉課長

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準(※)において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととされており、利用者数が利用定員を一定数上回る際には、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。

つきましては、厚生労働省より通知のありました別紙2について確認するとともに、毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認していただきますようお願いします。

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

【問い合わせ先】

姫路市障害福祉課管理担当

電話 079-221-2454 Fax 079-221-2374

(参考) 利用定員遵守の取り扱いについて

- 1 1日あたりの利用定員遵守の原則（基準省令第39条及び71条）  
支援の提供に支障がないよう、原則として、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止。
- 2 災害、虐待のほか、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所において受け入れる必要がある場合に限り可能であること（受入上限あり）。
- 3 定員超過が継続する場合は、適正なサービスの提供を確保するため、速やかに定員を遵守するか、定員増加の変更手続きを行うか、いずれかの対応を行うこと。

※1 定員超過の場合の職員配置

定員超過で受け入れた日については、人員基準に加えて1名を加配する必要がある。（基準配置の2名のみでは、受入不可）

※2 定員超過の場合児童指導員等加配加算

児童指導員等加配加算の対象職員を定員超過のための加配職員として対応する場合には、当該職員は人員基準の対象となるため、加算の対象外職員となることから、定員超過が生じた月の当該加算算定は不可となること（児童指導員等加配加算は月単位での算定のため）。

この場合、人員基準や児童指導員等加配加算の対象職員を常勤で確保する場合は、サービス提供時間帯の従事時間以外を加算対象の従事時間に振り分けすることは認められないので、4名以上の常勤職員の確保が必要となること。また、人員基準の常勤1名以外を非常勤での確保の場合は、サービス提供時間帯において非常勤2名に、加えて常勤換算で1名以上の職員の確保が必要となること。